



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

異性間暴力を防止しよう!!

問／人権庶務課 内2255 ☎463-2697

ドメスティック・バイオレンス (DV) ってなんだろう??

ドメスティック・バイオレンス (以下DV) とは、「夫婦や元夫婦、恋人など親密な関係にある(あった)者同士の間で振るわれる暴力」のことです。

埼玉県の調査では、女性の5人に1人が身体に対する被害を経験しています。

信じられない割合かもしれませんが、DVは身近に潜んでいるのです。

暴力は、本質的に理不尽なものであり、「安心」「自信」「自由」という人間らしく生きる権利を奪うものであり、許される行為ではなく、暴力を振るわれてもよい人などいません。

配偶者等から暴力を受けた経験

暴力の種類

- ・物を投げつける
- ・押さえつける
- ・体をつかんで揺する
- ・殴る
- ・ける
- ・髪の毛をひっぱる

*身体に直接加えられる行為

- ・繰り返し批判したり否定的なことを言う
- ・すぐ不機嫌になる
- ・無視する
- ・交友関係や郵便物などを細かく監視する
- ・家族や友人などとのつながりを断たせる

*暴言や監視など、自尊心を傷つけ、精神的におとしめたり、不安を感じさせる行為

身体的暴力

精神的暴力

経済的暴力

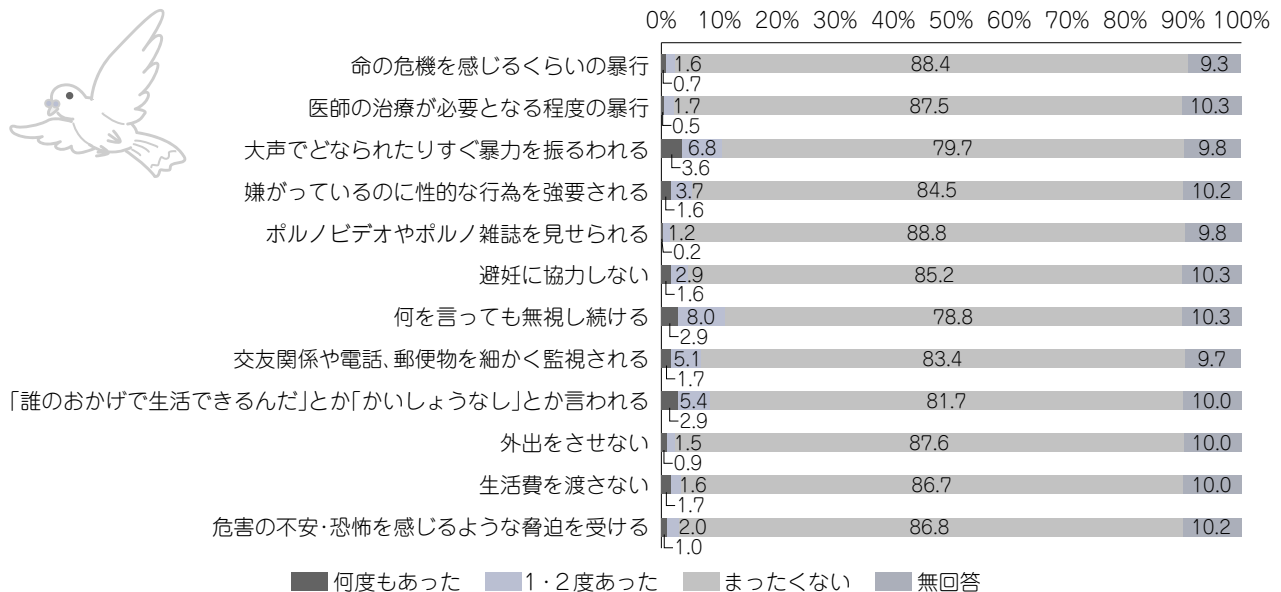
性的暴力

- ・生活費を渡さない
- ・お金を取り上げる
- ・仕事を無理やりやめさせる
- ・借りたお金を返さない

*経済的に身動きできない状況にする行為

*望まない性的な行為を強要したり、ポルノ雑誌を無理やり見せたり、避妊に協力をしないなどの行為

Q 夫や妻 (事実婚や別居中、離婚後を含む)、婚約者、恋人など、親密な関係の相手から暴力を受けた経験について



(平成22年度朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書より抜粋)

家族や友だち、知り合いが困っていたら

DVは、表に出にくいのが特徴でもあり、夫婦げんかで済まされてしまいやすく、相談することをためらってしまう方も少なくありません。

また、最近では若年層における男女間でも暴力が起きます。これを「デートDV」といいます。

家族や友だちが悩んでいたら、話を受け入れ「あなたは悪くないよ」など声をかけてあげ、左記の相談先をご紹介します。

右にあるチェックテストをご覧ください。1つでもチェックがあったら被害を受けているかもしれません。

チェック あなたは大丈夫?

- ☐ 相手の顔色をうかがってしまう
- ☐ いつも「お前が悪い」と言われる
- ☐ ささいなことでも怒られないか不安になる
- ☐ 相手のことを最優先しないと怒られる

あなたから見た家族や友だちは大丈夫?

- ☐ 不審なアザや傷がある
- ☐ 学校や職場を休みがちになった
- ☐ 友人・知人のつきあいが疎遠になる
- ☐ 電話やメールの返事がなくなる

朝霞市配偶者暴力相談支援センター(DV相談)

自分の力ではどうにもできない、誰に相談すればよいのか分からない。そんなときは、1人で悩まず右記の相談窓口にご相談ください。

業務内容

- DVをはじめとするいろいろな相談
- 各種情報提供（他機関の相談窓口や保護命令等）
- その他、被害者本人の安全確保と自立に必要な支援

* 朝霞市配偶者暴力相談支援センターは平成23年4月1日に開設しました。

あなたを守る法律があります!! (DV防止法)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」により、地方裁判所に申し立て、認められれば、加害者を近づけないための**保護命令**が出されます。

● **保護命令**には、以下の種類があります。

- ・ 加害者があなたの身边につきまったり、あなたの住居、勤務先等の付近をはいかいすることを6か月間禁止する接近禁止命令
- ・ 加害者が家から2か月間出て行くことを命令する退去命令
- ・ 加害者があなたの子どもや親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを6か月間禁止する命令
- ・ 加害者からあなたへの一定の電話・電子メール等を6か月間禁止する命令

相談先

詳しくは、上記の「朝霞市配偶者暴力相談支援センター」までお問い合わせください

* 迷わず身近な相談機関にご相談ください。DV以外の相談も受け付けています。

名 称	受 付 時 間	電話番号
▼朝霞市の相談窓口.....面接相談		
女性総合相談	毎週木曜日（祝日の場合は水曜日） 午前10時～午後3時	463-2697
▼内閣府の相談窓口		
DV 相談ナビ	24時間365日	0570-0-55210
▼埼玉県の相談窓口.....電話相談および面接相談		
配偶者暴力相談支援センター（DV 相談）	月～土曜日 午前9時30分～午後8時30分 日曜日、祝日 午前9時30分～午後5時 ●面接相談は予約制	048-863-6060
With You さいたま男女共同参画推進センター相談事業	月～土曜日（祝日・第3木曜日を除く） 午前10時～午後8時30分 ●面接相談、専門相談は予約制 インターネット相談 http://www.withyou-saitama.jp	048-600-3800
福祉事務所相談	月～金曜日 午前9時～午後4時	049-283-6780
▼警察.....電話相談（警察署は面接相談也可）		
朝霞警察署（生活安全課）	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	465-0110 ●緊急時は夜間も対応
犯罪被害ホットライン	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	0120-381858
けいさつ総合相談センター相談事業	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	048-822-9110 または#9110
▼その他機関.....電話相談		
女性の人権ホットライン	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	0570-070-810

男女平等苦情処理委員をご利用ください

市では、朝霞市男女平等推進条例に基づき、男女平等苦情処理委員2人を委嘱しています。

男女平等の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合や、社会的な慣行等により差別的取り扱いを受けた場合に苦情の申し出をすることができます。

詳しくは、市内各公共施設に備え置いている男女平等苦情処理委員パンフレット（苦情申出書付き）または市ホームページをご覧ください。人権庶務課までお問い合わせください。

日 時／月～金曜日（祝日・年末年始は除く）

午前8時30分～午後5時15分

会 場／市役所内（お問い合わせください）

相談方法／面接および電話（予約不要・先着順）

☎463-0356

* 毎週火曜日（祝日の場合は月曜日）は、専門の相談員が相談をお受けします。

時 間／午前9時～午後5時

* 個人の秘密は守ります
* 相談は無料です